

キャッシュレス決済活用セミナー開催

7月1日(月)にG-word代表 キャッシュレスコンサルタントの杉山貴思氏をお招きし、キャッシュレス決済活用セミナーを開催しました。

キャッシュレスの基本、種類、メリット、海外先行事例等について映像を交えてご講義いただきました。キャッシュレスが普及するなか、顧客はキャッシュレス決済に非対応の店舗を避ける傾向にあると指摘されました。キャッシュレス決済を導入することで、客数と客単価の増加効果が期待でき、人手不足問題に対しても業務効率化につながると説明されました。



岐阜県事業引継ぎ支援センターからのお知らせ

近年、経営者の高齢化と後継者不在により、事業継続が困難となり、やむなく廃業するといった事例が多く発生し、国内の重要な課題となっています。

そうした問題解決のため、国は重点施策として事業承継の支援強化に取り組み、全国に相談窓口を設置いたしました。

岐阜県事業引継ぎ支援センターは、その窓口で経済産業省の委託事業として事業承継相談に無料で対応しております。

後継者不在の事業者の方には、第三者承継に向けての支援を、後継者がみえる事業者の方には、課題解決のアドバイスや事業承継計画の策定支援などを行っております。

事業承継の実現にはかなりの時間を要しますので、早めの取組みをお勧めします。

相談を希望される方は同封の相談申込書にご記入の上、FAXかメールでお申し込みください。また、アンケートにご協力いただくとともにご不明な点がございましたら、お気軽にお電話等でお問い合わせください。

岐阜県事業引継ぎ支援センター 相談予約受付中

TEL 058-214-2940 FAX 058-214-2941
E-mail hikitugi@gcci.or.jp
岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所3F

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

「墨汁で描くPOP セミナー」を開催



7月29日(月)、当所にて、デザイナーオフィス忠生代表 佐藤忠生氏を講師にお招きし、墨汁で描くPOPセミナーを開催しました。

墨汁と筆ならではの、味わいのあるPOPの作成に皆さん一生懸命に取り組んでいらっしゃいました。10月1日からの消費税率引き上げ・軽減税率制度導入に備え、販路開拓など経営力強化の一環としてご活用いただける実践的なセミナーとなりました。



飲食・サービス部会 視察研修

飲食・サービス部会（山田恒夫部会長）では、7月8日(月)京都への視察研修を実施しました。

（参加者69名）

午前は平安神宮に参拝しました。平安京へ遷都を行った第50代桓武天皇を祭神として、平安京1100年を記念して明治38年に創建、当時の建物が約8分の5規模で再現されています。その後昭和15年（皇紀2600年）には平安京有終の天皇である第121代孝明天皇を合祀されています。譲位によって新天皇が即位された今年に参拝するのにふさわしい場所です。午後には、改修工事中にもかかわらず多くの外国人観光客で賑わ

う清水寺を訪れました。坂の入りあたりには浴衣の貸出しをしている店が数軒あり外国人に人気のようでした。参道にはヘッドレスカーフで頭を覆った浴衣姿の女性や、舞妓さんの姿で歩きにくそうにしている中国人、中国語を話す小学生の団体もおり、まさに観光立国といった光景でした。

当市においても、外国人観光客の消費を取り込む事が重要であること事を実感しました。



民家を改造したスターバックスの店内(清水寺付近)

どうしたらいいの! 働き方改革 第3回

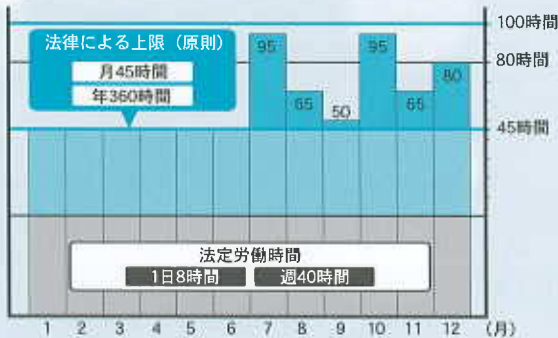


え! 時間外規制以下でも 労災認定

有給休暇取得義務化については、お分かりいただけましたか? パートさんにも有給休暇で、実際に5日休んでもらわなければなりません。日数は、労働基準法で決められています。

さて、今回と次回は時間外労働規制についてお話しさせていただきます。皆さんの事業所では無いと思いますが、長時間労働により過労死やうつ病が多く発生しています。起こってしまうと本人や家族だけでなく、事業主の皆さんも大変なこととなります。時間外規制の基準よりずっと少ない労働時間でもうつ病が発症し労災認定されています。

過労死やうつ病が起こらないように、時間外労働の上限が月45時間、年360時間と定められました。臨時的・特別事情があり労使が協定した場合は年720時間、月100時間、45時間を超える月が6ヶ月以内で、かつ2~6ヶ月それぞれの平均が80時間以内と定められました。



(図: 日商働き方改革BOOKより)

Q 臨時的・特別事情ってどんなこと

- 予算決算業務・ボーナス商戦に伴う繁忙・納期のひっ迫
 - 大規模なクレーム対応・機械のトラブル対応など
- 一次的または突発的に、時間外労働させる必要のあるもので、**限定的**であること。

どうしたら時間外労働が減らせるのでしょうか?
10月2日(水)のセミナーで m(_ _)m 近藤義博

ぎふ羽島駅前フェス 開催日決定!!
11月9日(土)、10日(日)
JR岐阜羽島駅前大通り会場
JAまつりも同時開催



広告協賛のお願い



ぎふ羽島駅前フェスを応援していただける皆さまからの協賛を募集いたします。

なお、ご協賛いただきました方のご芳名を新聞折込広告に掲載いたします。お申込は9月20日までにお願い致します。

お問い合わせは、ぎふ羽島駅前フェス実行委員会事務局まで。(羽島商工会議所内 電話 392-9664)

濃尾大花火

羽島の夏の風物詩「濃尾大花火」が開催されます。東海地方最大級の壮大な「20号(2尺)玉」を始め、スターマイン、逆ナイアガラなどの花火の打ち上げによる光と音の大競演!!

夏の夜のひと時をお楽しみください。

日時 8月14日(水) 午後7時30分より

※荒天・増水の場合は16日(金)に延期

場所 正木堤外運動場

*ご来場の際は臨時シャトルバスをご利用ください。

人も、会社も、もっと 元気に!

中退共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和元年5月~9月

熱中症予防対策の徹底を図る

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	【日 時】8月21日(水) 10:00～12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 記帳相談会 【日 時】8月21日(水)、22日(木)14:00～16:00 【相談員】本所職員 ●夜間 記帳継続 【日 時】9月5日(木)19:00～21:00 【相談員】税理士、本所職員
法律 要予約	【日 時】8月28日(水)13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士 「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題 についてアドバイス！ お気軽にご利用ください。
働き方 改革 要予約	【日 時】9月12日(木)13:30～15:00 【相談員】働き方改革推進支援センター 専門相談員 近藤義博
事業承継 要予約	【日 時】8月27日(火)13:00～15:00 【相談員】中小企業診断士 片桐理恵

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
※金融、法律、働き方改革、事業承継のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約切切りは前週金曜日です。
※お申込みが無い場合は開催されないことがあります。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

記帳や税務、その他なんでも相談承ります！

金融情報

金利のお知らせ(R1.8.1現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金……………1.21%
普通貸付……………2.16%～2.35%
(※担保の有無等により異なる利率が適用されます)

【県創業支援資金】……………1.20%

(※保証料負担ゼロ 岐阜県が助成します)

【岐阜県小口融資制度】

県小口Z融資……………0.8%

※創業者カードローンが新たに創設されました。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

感謝状をいただきました！



羽島商工会議所は、小規模企業共済制度モデル団体として加入目標を達成し、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)中部本部より6月1日付で感謝状をいただきました。

小規模企業共済は、小規模企業共済法に基づき中小機構が運営する、小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などを積み立てるための共済制度です。

掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットもあり、おトクで安心な小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。

小規模企業共済 検索

※お問い合わせ、ご加入は羽島商工会議所まで。

法定台帳ご提出のお願い

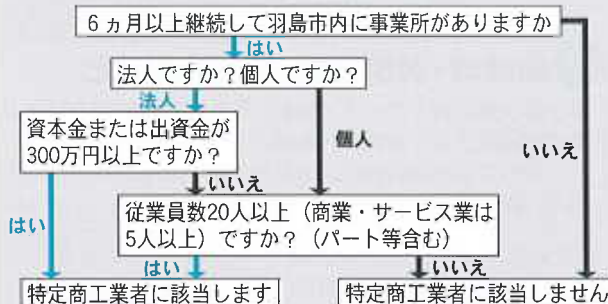
商工会議所では、法律により、特定商工業者を対象とした法定台帳の備え付けが義務づけられております。台帳に基づき「取扱品目」で取引先の紹介などに使用いたします。

当所への加入・未加入を問わず該当する事業所には別途郵送いたしましたので、記載内容をご確認のうえ訂正・ご記入いただき、ご返送ください。

返信期限：9月2日(月)

お問合せ：羽島商工会議所 ☎392-9664

特定商工業者に該当しますか？



創業66年の実績
安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

8月は食品衛生月間

しっかり加熱！しっかり手洗い！
食中毒を予防しましょう！！



羽島食品衛生協会羽島市支部